

健康情報取扱規程に追加する内容

がん検診結果について、情報を取り扱う場合

		具体的な内容
収集	検診機関からがん検診結果を収集する	
保管	健康管理部門内で施錠にて保管、あるいは外部からアクセス遮断した電子フォルダーあるいは電子媒体にて保管する	
使用	精検受診勧奨、プロセス指標による精度管理（要精検率、要精検受診率の把握）、精密検査結果に基づくアドバイス	
加工	精検の必要の有無に2値化、精密検査結果のカテゴリー化	
消去	5年間保存して紙の場合物理的、電子媒体の場合は再現できないように廃棄する	

がん検診結果を取り扱う権限について

情報を取り扱う者		人事に関して直接権限をもつ監督的地位にある者	産業保健業務従事者（医療職）	産業保健業務従事者（非医療職）	管理監督者	人事部門の事務担当者
具体例		社長、役員、人事部門の長	産業医（専属、嘱託）保健師、看護師	衛生管理者、衛生推進者	労働者本人の所属長	人事部門長以外の事務担当者
がん検診結果	収集	×	○	△	×	△
	保管	×	○	△	×	△
	加工	×	○	△	×	×
	消去	×	○	△	×	×
				医療職がいない事業所		

○一般に取り扱うことが想定される者

△事業場や企業の状況に応じて、取り扱うことが想定される者

×取り扱わない